

平成29年第1回定例会（6月議会） 予算及び付託議案審査関係資料

平成29年6月19日
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成29年度6月補正予算に関する説明資料
(財 政 課)
- 資料2 財政の中期見通しについて
(財 政 課)
- 資料3 AKITAのプロフィール発信事業について
(広報広聴課)
- 資料4 ウェブアクセシビリティ対策事業について
(広報広聴課)
- 資料5 災害時情報収集・伝達用無線更新事業について
(総合防災課)
- 資料6 あきた未来づくり交付金事業（潟上市分）について
(総合防災課)

【議案関係】

- 資料7 「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第120号) (人 事 課)
- 資料8 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
(議案第121号) (税 務 課)

資料1 (予算関係)

平成29年6月19日
財 政 課

平成29年度6月補正予算
に 関 する 説 明 資 料

(議 案 第 1 1 5 号)

平成29年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地方特例交付金			
5 地 方 交 付 税			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金	305,314	農林水産業費分担金 101,107 (498,960 → 600,067) 農林水産業費負担金 142,987 (697,437 → 840,424) 衛生費負担金 34,360 (25,013 → 59,373)	
8 使用料及び手数料			
9 国 庫 支 出 金	9,123,680	地方道路交付金事業費 1,631,888 (4,760,314 → 6,392,202) 基盤整備促進事業費 1,357,408 (19,800 → 1,377,208) 森林環境保全整備事業費 769,430 (570,570 → 1,340,000) 産地競争力強化対策費 746,700 (0 → 746,700) 地域医療介護総合確保事業費 680,525 (0 → 680,525)	道路計画調査費 △ 10,700 (20,000 → 9,300)
10 財 産 収 入	15,496	不要物品売却収入 15,454 (0 → 15,454)	
11 寄 付 金	632	環境衛生費 632 (75 → 707)	
12 繰 入 金	5,278,699	財政調整基金繰入金 3,100,000 (1,810,011 → 4,910,011) 地域医療介護総合確保基金繰入金 955,665 (760,289 → 1,715,954) 地域活性化対策基金繰入金 600,000 (8,500,000 → 9,100,000) 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 412,113 (2,102,006 → 2,514,119) 南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金繰入金 112,848 (0 → 112,848)	
13 繰 越 金	1,689,787	前年度繰越金 1,689,787 (132,631 → 1,822,418)	
14 諸 収 入	212,775	基幹水利施設ストックマネジメント事業費 88,546 (269,683 → 358,229) 合板・製材生産性強化対策事業費 50,000 (0 → 50,000) 路網整備強化対策事業費 35,000 (0 → 35,000)	
15 県 債	7,684,700	土木自然災害防止事業費 1,463,600 (2,483,900 → 3,947,500) 地方道路等整備事業費 1,364,600 (5,875,200 → 7,239,800) 地方道路交付金事業費 1,196,000 (2,278,800 → 3,474,800) 土木河川等整備事業費 572,200 (1,441,500 → 2,013,700)	
合 計	24,311,083	564,249,096→588,560,179	

平成29年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	1,115,251	県有建築物天井等耐震化推進事業 306,259 (11,264 → 317,523) あきた未来づくり交付金事業 (男鹿市分) 190,000 (0 → 190,000) あきた未来づくり交付金事業 (潟上市分) 186,000 (0 → 186,000) 情報基盤システム再構築事業 109,928 (315,411 → 425,339)	
3 民 生 費	2,136,757	地域医療介護総合確保基金積立金 1,020,829 (375 → 1,021,204) 地域介護福祉施設等整備事業 846,448 (0 → 846,448)	
4 衛 生 費	1,004,104	動物にやさしい秋田推進事業 429,416 (0 → 429,416) 県単自然公園等施設整備事業 177,252 (43,775 → 221,027) 医療提供体制整備費補助事業 170,805 (0 → 170,805)	
5 労 働 費	34,983	秋田を支える人材確保支援事業 33,955 (32,465 → 66,420)	
6 農 林 水 産 業 費	7,915,429	基盤整備促進事業 1,320,496 (20,160 → 1,340,656) 経営体育成基盤整備事業 1,159,927 (4,433,541 → 5,593,468) 造林補助事業 1,077,705 (823,766 → 1,901,471) 新技術で創る秋田型周年園芸推進事業 781,607 (0 → 781,607)	
7 商 工 費	2,233,273	あきた企業立地促進助成事業 1,647,440 (2,271,607 → 3,919,047) がんばる中小企業応援事業 196,568 (273,756 → 470,324) 秋田のインバウンド誘客促進事業 99,920 (381,762 → 481,682)	
8 土 木 費	9,117,304	地方道路交付金事業 3,089,486 (7,431,500 → 10,520,986) 県単河川改良事業 1,557,780 (2,955,298 → 4,513,078) 河川改修事業 1,111,710 (1,718,440 → 2,830,150) 県単道路補修事業 611,206 (3,858,000 → 4,469,206)	道路計画調査費 △ 32,100 (60,000 → 27,900)
9 警 察 費	101,705	交通管制システム整備事業 42,741 (77,473 → 120,214) 交通信号機整備事業 24,933 (453,549 → 478,482) 維持管理及び指定工事事業 19,234 (273,116 → 292,350)	
10 教 育 費	652,277	秋田県立大学施設設備等整備事業 139,878 (135,402 → 275,280) 近代美術館リノベーション事業 93,128 (0 → 93,128) 能代地区専門系統合校整備事業 86,585 (0 → 86,585) 秋田県立美術館展示機能強化事業 79,839 (0 → 79,839)	
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	24,311,083	564,249,096→588,560,179	

平成29年度6月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区 分		増 減 額	増 額	内 訳	減 額	内 訳
1	人 件 費	15,436	非常勤職員人件費等	15,436 (3,176,538 → 3,191,974)		
2	物 件 費	941,946	情報基盤システム再構築事業	109,928 (315,411 → 425,339)		
			土壌環境総合対策事業	100,498 (6,795 → 107,293)		
			秋田のインバウンド誘客促進事業	99,920 (344,203 → 444,123)		
			秋田ICT戦略事業	51,826 (9,357 → 61,183)		
3	扶 助 費	9,270	がん医療対策推進事業	9,270 (0 → 9,270)		
3 その 他 の 行 政 経 費	補 助 費 等	646,391	地域介護福祉施設等整備事業	135,378 (0 → 135,378)		
			がんばる中小企業応援事業	81,750 (149,935 → 231,685)		
			ものづくり中核企業成長戦略推進事業	75,000 (0 → 75,000)		
			FISワールドカップモーグル大会開催事業	55,000 (0 → 55,000)		
			青果物・花き価格安定対策事業	32,528 (0 → 32,528)		
	積 立 金	1,020,830	地域医療介護総合確保基金積立金	1,020,829 (375 → 1,021,204)		
	投 資 及 び 出 資 金	1,000	着地型インバウンド推進旅行会社出資事業	1,000 (0 → 1,000)		
	貸 付 金					
4	維 持 修 繕 費	7,100	県単河川等環境維持修繕事業	7,100 (84,650 → 91,750)		
5	補 助 投 資 事 業 費	13,827,913	地方道路交付金事業	3,089,486 (7,431,500 → 10,520,986)	道路計画調査費	△ 32,100 (60,000 → 27,900)
			基盤整備促進事業	1,320,496 (20,160 → 1,340,656)		
			経営体育成基盤整備事業	1,159,927 (4,140,640 → 5,300,567)		
			河川改修事業	1,111,710 (1,718,440 → 2,830,150)		
			造林補助事業	1,077,705 (823,766 → 1,901,471)		
6	単 独 投 資 事 業 費	7,766,495	あきた企業立地促進助成事業	1,640,190 (2,238,748 → 3,878,938)		
			県単河川改良事業	1,557,780 (2,955,298 → 4,513,078)		
			県単道路補修事業	611,206 (3,858,000 → 4,469,206)		
			県単道路改築事業	585,500 (762,500 → 1,348,000)		
			地方道路等整備事業	425,000 (3,012,000 → 3,437,000)		
7	補 助 災 害 復 旧 事 業 費					
8	単 独 災 害 復 旧 事 業 費					
9	国 直 轄 事 業 負 担 金	74,702	国直轄河川事業負担金	37,709 (2,369,791 → 2,407,500)		
			国直轄火山砂防事業負担金	36,993 (92,380 → 129,373)		
10	公 債 費					
11	繰 出 金					
合 計		24,311,083	564,249,096→588,560,179			

財政の中期見通しについて

平成 29 年 6 月 19 日
財 政 課

1 中期見通しとは

将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営を行うことを目的に、毎年当初予算編成時点（当初予算が骨格の場合は肉付け後）に作成している今後 5 年間の歳入歳出の見通し。

今回は 6 月補正後の予算をベースとし、一定の経済成長を前提に、今後予定されている制度改正や大規模事業の計画を踏まえ試算した。

2 試算の結果

別紙のとおり

<ポイント>

- 県税は31年度以降、地方消費税の税率引き上げ等により増となるものの、実質的な地方交付税（地方交付税＋臨時財政対策債）は人口減少の影響等により減となり、歳入の一般財源総額は減少していく見込み。
- 人件費は、職員数は減となるが退職手当の増によりほぼ横ばい、公債費は31年度以降徐々に減となるが、社会保障関係経費は一貫して増が見込まれる。
- 歳出総額と歳入総額の差である財源不足額は、29年度 6 月補正段階での△96億円から34年度には△160億円まで拡大する見込み。

3 今後の財政運営

人口減少対策をはじめとする秋田の創生に向けた施策を着実に推進していくため、国の地方創生交付金等、有利な財源を最大限活用するとともに、スクラップアンドビルドや事業の重点化を徹底する。

また、毎年、国の地方財政対策を踏まえた予算編成により、各年の財源不足額の圧縮に努め、引き続き 2 基金残高の確保と県債残高の縮減を図るなど、健全な財政運営に努める。

(単位：億円)

		H28年度	H29年度 (6月補正後)		H30年度		H31年度		H32年度		H33年度		H34年度	
		予算額	予算額	増減 (%)	予算額	増減 (%)	予算額	増減 (%)	予算額	増減 (%)	予算額	増減 (%)	予算額	増減 (%)
歳入	県 税	910	915	0.5	904	△ 1.2	914	1.1	942	3.1	972	3.2	965	△ 0.7
	地方交付税	1,952	1,953	0.1	1,945	△ 0.4	1,940	△ 0.3	1,945	0.3	1,942	△ 0.2	1,916	△ 1.3
	(参考)地方交付税 +臨財債	2,208	2,210	0.1	2,202	△ 0.4	2,197	△ 0.2	2,203	0.3	2,199	△ 0.2	2,173	△ 1.2
	国庫支出金	647	670	3.6	661	△ 1.3	676	2.3	666	△ 1.5	659	△ 1.1	646	△ 2.0
	県 債	684	676	△ 1.2	694	2.7	698	0.6	702	0.6	685	△ 2.4	674	△ 1.6
	その他	1,722	1,576	△ 8.5	1,552	△ 1.5	1,562	0.6	1,526	△ 2.3	1,467	△ 3.9	1,439	△ 1.9
	うち貸付金に 係る諸収入	802	678	△ 15.5	664	△ 2.1	659	△ 0.7	655	△ 0.5	651	△ 0.7	642	△ 1.4
計		5,915	5,790	△ 2.1	5,756	△ 0.6	5,790	0.6	5,781	△ 0.2	5,725	△ 1.0	5,640	△ 1.5
うち一般財源		3,721	3,724	0.1	3,714	△ 0.3	3,711	△ 0.1	3,722	0.3	3,722	0.0	3,691	△ 0.8
歳出	人件費	1,413	1,420	0.5	1,421	0.1	1,420	△ 0.1	1,425	0.4	1,423	△ 0.1	1,410	△ 0.9
	うち退職手当	111	125	12.6	132	5.6	144	9.1	158	9.7	164	3.8	157	△ 4.3
	公債費	1,019	1,013	△ 0.6	1,002	△ 1.1	986	△ 1.6	971	△ 1.5	932	△ 4.0	928	△ 0.4
	うち元金分	885	895	1.1	910	1.7	906	△ 0.4	891	△ 1.7	842	△ 5.5	833	△ 1.1
	社会保障関係経費	717	739	3.1	755	2.2	773	2.4	791	2.4	807	2.0	824	2.1
	投資的経費	974	996	2.3	1,024	2.8	1,081	5.6	1,060	△ 1.9	1,035	△ 2.4	988	△ 4.5
	補 助	602	646	7.3	659	2.0	720	9.3	691	△ 4.0	683	△ 1.2	638	△ 6.6
	単 独	372	350	△ 5.9	365	4.3	361	△ 1.1	369	2.2	352	△ 4.6	350	△ 0.6
	政策的経費	1,264	1,112	△ 12.0	1,069	△ 3.9	1,051	△ 1.7	1,031	△ 1.9	1,005	△ 2.5	976	△ 2.9
	うち貸付金	784	661	△ 15.7	641	△ 3.0	637	△ 0.6	629	△ 1.3	614	△ 2.3	600	△ 2.4
	その他	618	606	△ 1.9	603	△ 0.5	613	1.7	650	6.0	677	4.2	674	△ 0.4
	計	6,005	5,886	△ 2.0	5,874	△ 0.2	5,924	0.9	5,928	0.1	5,879	△ 0.8	5,800	△ 1.3

財源不足額 (2基金繰入額)	△ 90	△ 96	△ 118	△ 134	△ 147	△ 154	△ 160
2基金繰入額 の積戻し等	55	80	80	80	80	80	80
積戻し後 年度末残高 ※1	326	314	276	222	156	82	1

県債残高 ※2	12,582	12,525	△ 0.5	12,319	△ 1.6	12,124	△ 1.6	11,952	△ 1.4	11,814	△ 1.2	11,678	△ 1.2
臨財債除き	8,098	8,019	△ 1.0	7,781	△ 3.0	7,613	△ 2.2	7,453	△ 2.1	7,355	△ 1.3	7,229	△ 1.7

※1 積戻し後年度末残高については、市場公募債の償還財源に係る積立額を除いている。

※2 県債残高については、H28年度は実績額とし、それ以降は見込額としている。

参考 推計の考え方

【歳 入】

区 分	推 計 基 準
県 税	○ 平成30年度以降の税収は、名目経済成長率が年0.28%として推計した。(過去5年間の本県名目経済成長率の平均) ○ 税制改正については、平成31年10月から消費税10%、地方法人特別税の廃止に伴う平成31年以降の法人事業税への復元等を見込む。
地 方 交 付 税	○ 県税と同様の経済成長率で試算を行った。 ○ 基準財政需要額は、人口減少による影響を踏まえて積算した。
国 庫 支 出 金	○ 事業費に連動して積算した。
県 債	○ 臨時財政対策債は、今年度と同額で推計した。 ○ その他の県債は、事業費に連動して積算した。

【歳 出】

区 分	推 計 基 準
人 件 費	○ 職員数について、知事部局は県人口の減少に伴い正職員数を一定数縮減するものの、行政サービスの維持に鑑み、再任用を含めた職員数はほぼ横ばいとし、警察本部は今年度と同数、教育委員会は子どもの数の減少に伴い、一定程度減少していくものと見込み積算した。
公 債 費	○ 県債の既発分に係る元利償還金に、新規発行見込み分を加えて積算した。
社会保障関係経費	○ 国の概算要求時点での推計を基に、本県の人口、高齢化の動向を踏まえて積算した。
投 資 的 経 費	○ 一定水準の事業費を見込んだうえで、想定される大規模事業を上乗せして積算するとともに、公共施設等の維持管理経費については「あきた公共施設等総合管理計画」に基づき積算した。
政 策 的 経 費	○ 想定される個別事業は積み上げ積算した。 ○ その他の事業は、政策の重点化を前提に一般財源ベースで毎年△5%として積算した。

A K I T A のプロフィール発信事業について

平成 29 年 6 月 19 日

広 報 広 聴 課

1 目 的

「元気創造あきた」を目指す情報発信ツールとして、多岐にわたる秋田のセールスポイントを印象的に紹介する情報誌及び映像を制作する。

2 事業費	9, 915 千円 (⊖ 9, 915 千円)
内 訳	・ 報償費 20 千円 ・ 旅 費 10 千円 ・ 需用費 25 千円 ・ 委託料 9, 860 千円

3 事業内容

情報誌及び映像は、県外や海外で行われる秋田を売り込むための商談会やイベント、会議等で活用することとし、秋田の場所やアクセス、玄関口である駅や空港、素晴らしい地域資源である自然、食、文化、産業、教育等について、第 2 期ふるさと秋田元気創造プランの推進状況を踏まえて制作する。

(1) 県勢情報誌 8, 921 千円

A5 判、60 ページ程度、フルカラー、

7 か国語で 26, 600 部制作

【言語】日本語、英語、韓国語、ロシア語、
中国語（簡体字、繁体字）、タイ語

(2) 県勢情報映像 994 千円

日本語及び英語で 10 分、5 分、3 分の映像を制作

ウェブアクセシビリティ対策事業について

平成 29 年 6 月 19 日

広 報 広 聴 課

1 目 的

高齢者や障害者等を含め、全ての方がウェブサイトで提供される情報やサービスを支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上を図るため、日本工業規格（J I S）及び総務省が策定した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づく対策を講じる。

2 事 業 費 3, 3 5 7 千 円（ $\ominus$ 3, 3 5 7 千 円）

内 訳 委託料 3, 3 5 7 千 円

3 事業内容

（1）全ページ J I S 検証

県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の全てのページ及び掲載されている全てのファイルについて、日本工業規格に違反している箇所の特定、違反内容の傾向や件数を抽出して検証する。

（2）ガイドラインの策定支援

専門知識を有する者から技術的な助言を受けながら、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」のガイドラインを策定する。

（3）職員研修

職員のウェブアクセシビリティに関する意識や知識を高めるため、専門知識を有する者を講師とした研修を 3 回開催する。

【参考】アクセシビリティ違反の代表例

① 文字色

申込期限は平成 29 年 5 月 9 日（火）です。

→ 色覚異常の方には、朱書きで強調した箇所が分からない。

申込期限は平成 29 年 5 月 9 日（火）です。

→ 色覚異常や弱視の方には、コントラスト比の低い文字は読みにくい。

② 添付ファイル

× P D F ファイル

× 添付資料

○ 秋田県の人口と世帯数（P D F）

→ 添付ファイルの内容が分かるよう表記すること。

③ 読み上げソフトへの対応

× 2017/05/09(火) 「20170509 ヒ」と読み上げる

× 5 月 9 日(火)～14 日(日) (火)も(日)も「ヒ」と読み上げる

○ 平成 29 年 5 月 9 日火曜日

× A P P L E 1, 0 0 0 全角の英数は 1 文字ずつ読み上げる

○ APPLE 1,000

× ☆注意☆ 「ほしちゅういほし」と読み上げる

× 戸 籍 「と せき」と読み上げる

* スペースを入れると単語として認識しない

災害時情報収集・伝達用無線更新事業について

平成 29 年 6 月 19 日

総 合 防 災 課

1 目 的

災害時における情報の収集・伝達に用いる無線機を更新することにより、確実な災害情報伝達体制を構築する。

2 事業費 3,364 千円（ $\oplus$ 3,027 千円、 $\ominus$ 337 千円）

（内訳：備品購入費 3,364 千円）

※石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用

3 事業内容

整備から相当の年数が経過し、老朽化している既存の無線機を更新する。

〔無線機の内訳〕

機器名	数量（台）	購入費（千円）
簡易無線機	10	2,546
防災相互通信用無線機	3	818

【参考】無線機の状況等について

○ 簡易無線機

現在の使用機は、平成 12 年度に購入。大規模災害時における対策室間等の連絡調整、災害現場に派遣された職員間の通信手段として使用する。

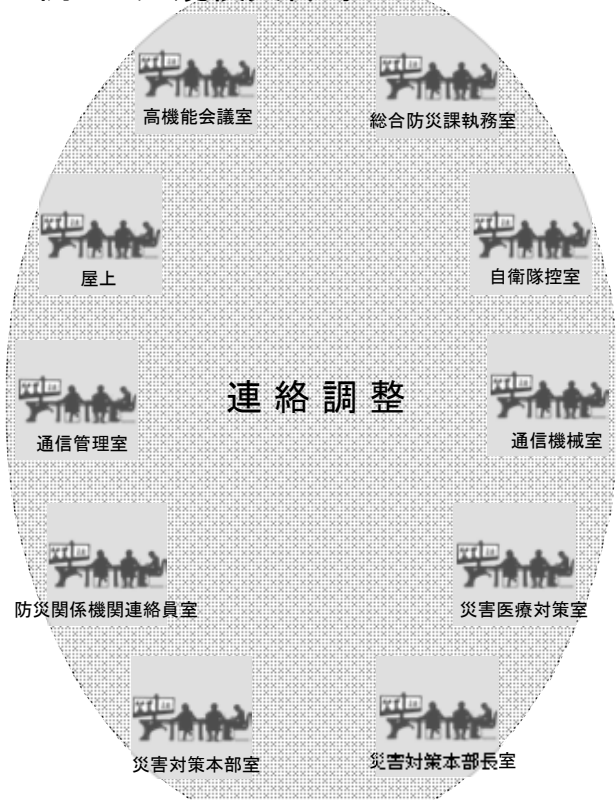
○ 防災相互通信用無線機

現在の使用機は、平成 7 年度に購入。各都道府県及び消防本部に整備されており、全国共通の周波数域を用い、災害時における防災関連機関間の連絡調整用等に使用する。

※ 電波法の改正により、無線設備の規格が平成 34 年 12 月以降に新規格となることから、現在の無線設備はそれまでに更新する必要がある。

【簡易無線機の使用例】

＜例1＞大規模災害時



＜例2＞局地的災害時



【防災相互通信用無線機の使用例】

災害現場



防災相互通信用無線機

他県ヘリ等



※通信範囲: 10～15km程度

防災相互通信用無線機

市町村



災害対策本部

総合防災情報システム
・有線回線
・衛星携帯電話回線

県

・防災相互通信用無線機(予備1台)



災害対策本部

あきた未来づくり交付金事業（潟上市分）について

平成29年 6月19日
総 合 防 災 課

1 目 的

潟上市は津波災害等への対応が防災対策上の大きな課題となっており、応急救助や自主防災組織の育成、普及啓発等、平時からの防災対策が求められている。

また、若い年代から病気予防・感染症予防及び健康づくりを進めることにより、活動的なコミュニティを維持することも重要な課題となっている。

このため、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」に基づき、潟上市と県が協働で取り組む「安全『防災』・安心『健康』潟上プロジェクト」を実施し、安全・安心で元気な地域づくりを目指す。

2 事業費 186,000千円 (Ⓐ186,000千円)

(内訳：負担金補助及び交付金)

(参考) 市事業の概要

(単位：千円)

事業概要	総額	うち未来づくり交付金	
		前年度分	今年度分
全体事業費	885,642	14,000	186,000
（１）防災と健康の拠点整備	845,722	14,000	186,000
（２）防災普及啓発・防災組織研修	3,280	0	0
（３）健康指導事業・運動教室実施	36,640	0	0

3 事業内容

旧八郎潟ハイツ跡地を含む飯田川南公園一帯を防災拠点と位置づけ、中核となる施設の整備と住民の防災意識向上等に取り組むとともに、運動プログラムによる健康づくり事業等を実施し、積極的に若い年代からの健康増進を図る。

4 事業実施の効果

(1) 防災対策の強化

新たに設置する防災基地を中心に、大規模災害時の受援体制を構築するほか、物資の調達・輸送や自主防災活動の充実強化等、市の防災対策上の課題に協働で取り組むことにより、災害時における対応能力の向上が図られる。

(2) 健康づくりの推進

検診データをもとにした運動プログラムによる健康づくりや、個別健康指導等を実施することにより、若い年代の健康増進が図られる。

5 スケジュール

工事期間 平成29年7月～平成30年8月
オープン（予定） 平成30年10月

安全「防災」・安心「健康」 潟上プロジェクト

目 的

旧八郎潟ハイツ跡地を含む飯田川南公園一帯を防災拠点として位置づけ、その中核となる施設を整備し、県と連携した防災備蓄庫を設置するとともに自主防災組織の育成や住民の防災意識の向上等に取り組むほか、若い年代から健康づくりに積極的に取り組むことができる環境を整えることにより、安全・安心で元気な地域となることを目指すものである

<< プロジェクトの事業概要 >>

市 事 業 群

○総事業費 8.86億円 ○事業期間 平成28～31年度

1 防災と健康の拠点づくり（ハード） 845,722千円

(1) 防災基地・備蓄庫の整備

- ・災害時は消防、警察など応援部隊の集結等に活用
- ・平時は自主防災組織の育成や防災教育等に活用

(2) 健康づくりの拠点の整備

- ・個別健康指導や健康運動教室、トレーニング、感染症予防研修等に活用

2 防災体制の充実強化（ソフト） 3,280千円

(1) 地域防災拠点活用計画の策定

- ・市内防災拠点の機能や活用方法を明確化

(2) 災害時の緊急物資供給の仕組みづくり

- ・物資備蓄目標量の達成、備蓄体制の再編
- ・物資輸送訓練、マニュアル策定

(3) 自主防災組織等の育成・普及啓発

- ・自主防災組織や防災リーダー向け防災研修
- ・小中学校向け防災教育や市民向け普及啓発

3 運動習慣の定着を目指した健康づくりの推進（ソフト） 36,640千円

(1) 運動プログラム等による健康づくり

- ・健康運動指導士による個別健康指導や健康運動教室等
- ・災害時も想定した感染症予防研修会等



県事業及び県市協働事業群

【県事業】

- ① 県備蓄の分散化
- ② 自主防災アドバイザーの派遣
- ③ 感染症対策研修会への講師派遣
- ④ 生活習慣病の実態周知

【県市協働事業】

- ① 災害時の救援物資供給の仕組みづくり
- ② 大規模災害を想定した防災訓練の実施
- ③ 地域・職域連携による地域ぐるみの健康づくり基盤整備



秋田県市町村未来づくり協働プログラム 潟上市プロジェクト 事業位置図



【市事業群】

- 1 防災と健康の拠点づくり(ハード)
 - (1) 防災基地・備蓄庫の整備
 - (2) 健康づくりの拠点の整備
- 2 防災体制の充実強化(ソフト)
 - (1) 地域防災拠点活用計画の策定
 - (2) 災害時の緊急物資供給の仕組みづくり
 - (3) 自主防災組織等の育成・普及啓発
- 3 運動習慣の定着を目指した健康づくりの推進(ソフト)



防災・健康拠点 イメージ図

(1) 防災基地の整備 (2) 健康づくりの拠点の整備

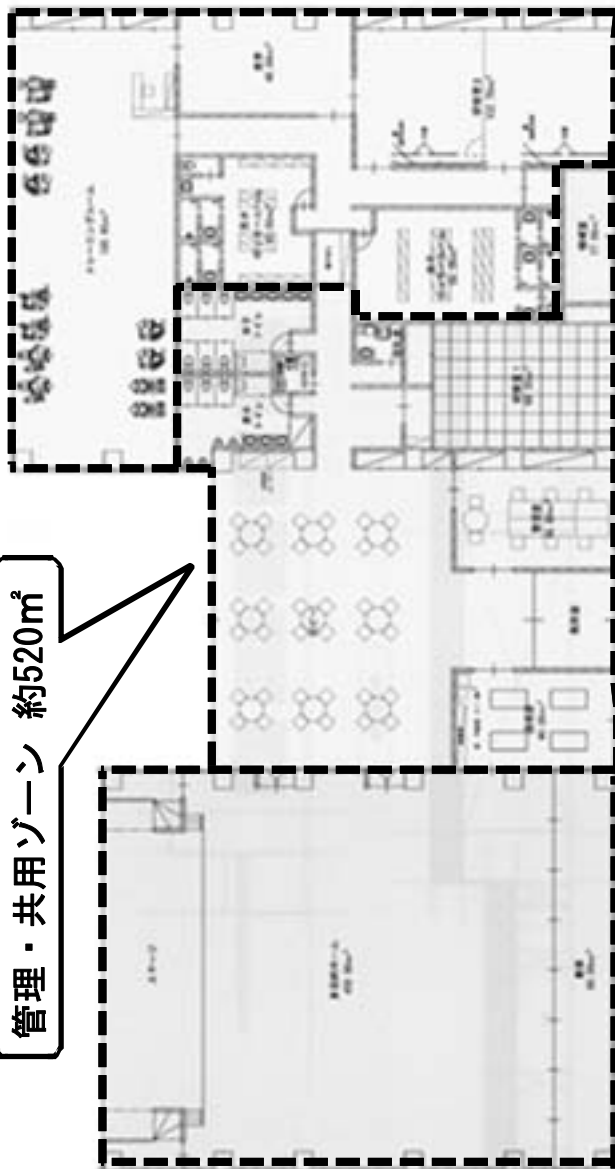
【利用目的別ゾーン区分】

防災ゾーン
約500㎡

防災備蓄庫
約170㎡

管理・共用ゾーン 約520㎡

健康増進ゾーン約480㎡



【施設名称】

「潟上市飯田川コミュニティ防災センター（仮称）」
平時の呼び名は愛称を公募することを検討中

**「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」について
（議案第 120 号）**

平成 29 年 6 月 19 日
人 事 課

1 改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）による雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正により、失業者の退職手当について所要の規定の整備を行う必要がある。

※ 失業者の退職手当：

退職時に退職手当が不支給又は極めて低額しか受給しなかった退職者がその後一定期間失業状態にある場合に、雇用保険法の規定による失業等給付の限度内で支給するもの（対象者：勤続期間が短期間の退職者 等）

2 改正内容

- (1) 雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当について、特定退職者又は障害者等が支給期間の延長を受けられる事由を新たに加える。

※ 特定退職者：

心身の故障に伴う分限免職処分による退職者、公務上の傷病による退職者 等

（現行）

- ・ 公共職業訓練を受ける場合
- ・ 就職困難な地域で職業紹介を受ける場合
- ・ 失業の状況が全国的に悪化した場合

（追加事由）

- ・ 特定退職者又は障害者等で、激甚災害に指定された災害被害により離職し、就職困難地域に居住する者などが就職指導を受ける場合
- ・ 雇用機会が不足している地域内に居住する特定退職者が職業指導を受ける場合（平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した場合に限る）

- (2) 公共職業安定所からの紹介による就職に伴って住所等に移転する者に支給している失業者の退職手当について、紹介する機関に、特定地方公共団体及び職業紹介事業者を加える。

3 施行期日等

- (1) 施行日 2(1)は公布の日
2(2)は平成 30 年 1 月 1 日
- (2) その他 所要の経過措置を規定する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(失業者の退職手当) 第十條 略 259 略 10 第一項、第三項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第三項の退職手当を支給することができる。 一 略 二 その者が次のいずれかに該当する場合 (一) 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (二) 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの 三・四 略 11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定によ	(失業者の退職手当) 第十條 略 259 略 10 第一項、第三項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第三項の退職手当を支給することができる。 一 略 二・三 略 11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定によ

る技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。		一〇四略	
五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額		12六17略	
1〇32略 附則		33 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十條第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
各号列記 以外の部 分	第二十八條まで	第二十八條まで及び附則 第五條	(一) 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当 (二) 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当
	第二号		

る技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一〇四略

五 公共職業安定所の

紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

12六17略

1〇32略 附則

	し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	(二) 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの 。(一)に掲げる者を除く

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について （議案第 121 号）

平成 29 年 6 月 19 日
税 務 課

1 改正理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、保育の受け皿整備のための家庭的保育事業等に係る不動産取得税の控除の拡大、居住用超高層建築物に係る実際の取引価格の動向を勘案した不動産取得税の税額算定方法等の導入及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の特例措置の見直しを行う等の必要がある。

2 主な改正内容

（1）県民税

個人の県民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しにより地方税法における用語の定義が変更されたことに伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めることとする。（附則第 2 条関係）

（2）不動産取得税

- ① 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員 5 人以下のもの）の用に供する家屋について、課税標準となる価格から控除する額を、当該家屋の価格の 3 分の 2（現行 2 分の 1）に相当する額とする。（第 66 条の 3 関係）

【家庭的保育事業】保育士等がその居宅その他の場所において、乳幼児の保育を行う事業

【居宅訪問型保育事業】保育士等が乳幼児の居宅において、乳幼児の保育を行う事業

【事業所内保育事業】企業等が施設を設け、その労働者の乳幼児及びその他の乳幼児の保育を行う事業

- ② 居住用超高層建築物（高さ 60 m 超）について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積に階数に応じた補正係数を乗じることにより、上層階の価格を高くし、下層階の価格を低くする（建物全体の税額は変わらない。）措置を講ずる。（第 63 条関係）

なお、改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に新築された居住用超高層建築物に適用する。（平成 29 年 3 月 31 日までに 1 区画でも売買契約が締結されている場合は、その居住用超高層建築物全体が適用除外となる。）

(3) 自動車取得税

- ① 環境への負荷の少ない自動車で、初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、対象等を見直した上で、適用期限を平成31年3月31日まで1年間延長する。(附則第18条の4関係)
- ② 環境への負荷の少ない自動車で、初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象等を見直した上で、適用期限を平成31年3月31日まで1年間延長する。(附則第18条の6関係)

【乗用車】

区分		現 行 (平成29年度)		改 正 後 (平成30年度)	
		新車	中古車	新車	中古車
電気自動車等		非課税	45万円	非課税	45万円
ガ ソ リ ン 車 等	H32燃費基準+40%達成	非課税	45万円	非課税	45万円
	H32燃費基準+30%達成	非課税	45万円	80%	35万円
	H32燃費基準+20%達成	60%	25万円	60%	25万円
	H32燃費基準+10%達成	40%	15万円	40%	15万円
	H32燃費基準達成	20%	5万円	20%	5万円
等		20%	5万円	対象外	対象外

※電気自動車等以外の対象車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%達成車に限る。

※新車は税率から軽減する割合、中古車は課税標準から控除する金額

(4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

(1) この条例は、次に掲げる規定を除き、公布の日から施行することとする。

- ① 2(2)②及び2(3)並びに2(4)及び3(2)の一部 平成30年4月1日
- ② 2(1)並びに2(4)及び3(2)の一部 平成31年1月1日

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（法第七十三条の十四第十一項等の条例で定める割合） 第六十六条の三 法第七十三条の十四第十一項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。 2 法第七十三条の十四第十二項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。 3 法第七十三条の十四第十三項に規定する条例で定める割合は、三分の二とする。	

秋田県県税条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（不動産取得税の納税義務者等） 第六十三条 略 2 家屋が新築された場合には、当該家屋に 用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は令第三十六条の二の二に規定する者が注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合には、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合には、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋	（不動産取得税の納税義務者等） 第六十三条 略 2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は令第三十六条の二の二に規定する者が注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合には、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合には、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋

の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 家屋を改築したことにより、当該家屋の価格が増加した場合においては、当該改築をもつて家屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

4 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第三項に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）の取得があつた場合には、当該専有部分の属する家屋（同法第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した

専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他法施行規則第七条の三第一項に規定する事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同条第二項及び第三項又は第四項に規定するところにより当該割合を補正した割合。第六項において同じ。）により按分して、得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他法施行規則第七条の三

の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 家屋を改築したことにより、当該家屋の価格が増加した場合においては、当該改築をもつて家屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

4 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第三項の専有部分の取得があつた場合には、当該専有部分の属する一棟の建物（同法第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第十四条第一項から第三項までに規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等

について著しい差違がある場合には、その差違に応じて法施行規則第七条の三に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）によつて按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

の二第一項に規定する事項について著しい差違がある場合には、その差違に依じて同条第二項において準用する法施行規則第七条の三第二項及び第三項又は第七条の三の二第四項に規定するところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項及び次条において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合に於ては、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して法施行規則第七条の三の二第三項又は第五項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積）

二 前号に掲げるものの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
建築があつた場合には、当該建築に係る共用部分に係る

区分所有者

が、当該建築に係る共用部分の価格を建物の区分所有等に関する法律第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した
専有部分の床面積の割合（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

7
家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下この項及

5
建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の共用部分のみの建築があつた場合においては、当該建築に係る共用部分に係る同条第二項の区分所有者（次条において「区分所有者」という。）が、当該建築に係る共用部分の価格を同法

第十四条第一項から第三項までに規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合によつてあん分して

得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

6
家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下この条

び次項において「主体構造部」という。）と一体となつて家屋として効用を果たしているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができる。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額する。

8| 前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

9| 略

10| 第八項又は前項の規定により不動産取得税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第八項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

11| 法第七十三条の二第十一項に規定する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（次項及び第七十八条において「土地区画整理法による土地区画整理事業」という。）又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところにより仮換地又は一時利用地（以下この項及び第七十八条において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換

において「主体構造部」という。）と一体となつて家屋として効用を果たしているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができる。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額する。

7| 前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなつたときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

8| 略

9| 第七項又は前項の規定によつて不動産取得税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第七項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

10| 法第七十三条の二第十項に規定する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（次項及び第七十八条において「土地区画整理法による土地区画整理事業」という。）又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項及び第七十八条において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換

地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

12| 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について保留地予定地等（法第七十三条の二第十二項に規定する保留地予定地等をいう。以下この項において同じ。）がある場合において、当該土地区画整理事業の施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができると及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができるとを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第三十六条の二の三に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得があつたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

附 則

（個人の県民税の所得割の算定の特例）

第二条 当分の間、三十五万円に所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲

地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

11| 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について保留地予定地等（法第七十三条の二第十一項に規定する保留地予定地等をいう。以下この項において同じ。）がある場合において、当該土地区画整理事業の施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができると及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができるとを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第三十六条の二の三に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

附 則

（個人の県民税の所得割の算定の特例）

第二条 当分の間、三十五万円に所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲

から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。
。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

4 法附則第十二条の二の二第四項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

5 法附則第十二条の二の二第五項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

6 法附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。
。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

4 法附則第十二条の二の二第四項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

5 法附則第十二条の二の二第五項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

6 法附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

7 法附則第十二条の二の二第七項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

8 法附則第十二条の二の二第八項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十八条の六 法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

2 法附則第十二条の二の四第二項各号に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、

7 法附則第十二条の二の二第七項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

8 法附則第十二条の二の二第八項各号に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十八条の六第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日 までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十八条の六 法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

2 法附則第十二条の二の四第二項各号に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第一百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日 までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、

「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

3 法附則第十二条の二の四第三項各号に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

4 法附則第十二条の二の四第四項各号に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第十二条の二の四第五項各号に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

6 略

12 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が十二トンを超えるバス等（法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定するバス等をいう。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（同条第十六項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受け

「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

3 法附則第十二条の二の四第三項各号に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

4 法附則第十二条の二の四第四項各号に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第十二条の二の四第五項各号に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

6 略

12 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が十二トンを超えるバス等（法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定するバス等をいう。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（同条第十六項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受け

13
略

るものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

13
略

るものの取得に係る第百七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。